

## 山口県訪問看護ステーション協議会 会費規定

( 趣旨 )

第1条 この規定は、山口県訪問看護ステーション協議会会則12条に規定する会費について定める。

( 目的 )

第2条 会費は、下記の通りとし、本会を組織する会員ごとに徴収する。

1	訪問看護ステーション (正会員)	年会費	2万円
		入会金	1万円(入会年のみ)
2	賛助会員	年会費	2万円
		入会金	なし

( 付則 )

- 1 この会則は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成23年4月16日から施行する。
- 3 この会則は、平成24年4月21日から施行する。
- 4 この会則は、平成25年4月20日から施行する。